

## アレルギー疾患のある児童・生徒への対応について

日頃より、品川区立学校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、昨今のお子様を取り巻く健康課題のひとつにアレルギー疾患があります。アレルギー反応に起因する病態には、気管支ぜん息や食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。このため、お子様が「安全・安心」に学校生活を送ることができるように学校においても取組みを行っています。

下記の内容をよくお読みのうえ、学校での対応をご希望される方は各学校にお申し出ください。

なお、全てのご要望にお応えできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

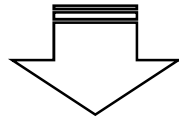
### 記

#### 1 アレルギー疾患対応取組みの流れ

##### Step 1

アレルギー疾患対応が必要かどうかを  
家庭にて検討する。

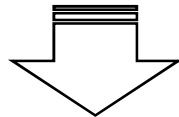
アレルギー疾患に対する配慮・管理  
を希望する。



##### Step 2

アレルギー疾患対応を希望する旨を  
学校へ申し出る

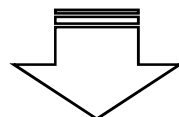
学校から  
「学校生活管理指導表(アレルギー  
疾患用)」を渡します。



##### Step 3

「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」  
をもって医療機関を受診する

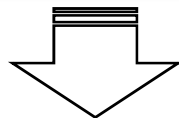
医師にお子様のアレルギーについ  
て診断してもらい、必要事項を記入  
してもらってください。



##### Step 4

医師の作成した管理指導表を学校へ提出し  
個別面談により対応内容を協議する

医師の作成した管理指導表を基に  
学校生活における配慮や管理につ  
いて面談を行います。



##### Step 5

アレルギー疾患に対応する取組みの開始

※食物アレルギーのあるお子様への対応については、裏面をご覧ください。

## 2 食物アレルギー疾患などのある児童・生徒への対応について

食物アレルギーのあるお子様で、学校給食や教育活動（調理実習、小麦粘土を使った活動、茶道、豆まき、遠足、移動教室、修学旅行など）での対応を希望される方は、以下の手続きが必要となります。

食物アレルギー等でご心配なことがある場合は、必ず学校にご相談ください。



### (1) 手続き等

新年度から学校での対応（配慮・管理）を希望される方は、「**学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）－必須**」（以下「管理指導表」という）に医師の署名をもらい、前年度の3月中旬までに、学校へご提出願います。

新入生におかれましても、入学予定の学校へ直接電話連絡の上、同様にご提出願います。

「管理指導表」のご提出により対応についての検討を開始いたしますので、提出日にご注意ください。

なお、給食での対応を継続される場合は、毎年、管理指導表の提出が必要となります。

### (2) 食物アレルギー学校での対応

#### ①給食対応の原則

学校給食における食物アレルギー対応はその安全性を最優先とし、一律完全除去対応として、部分除去は行いません。原因食物が少量摂取出来たとしても、給食では完全除去対応とします。種々の理由（個人、学校、献立・調理など）で除去食対応が困難な場合、ご家庭から弁当の持参をお願いすることもありますので、ご了承ください。

#### ②給食対応の実際

ア) 前月末に、翌月分の献立表をお渡しいたします。保護者も給食内容の確認を行ってください。

イ) 必要に応じ栄養士等と面談等を行い、献立ごとに学校で可能な範囲を具体的に確認します。

#### ③弁当対応による給食費の返金

原因食物の種類が多く当該料理を除去食として提供できない場合、家庭から当該料理に対応した弁当を持参して頂きますが、全ての献立（1食分）に関して弁当を持参した場合は給食費を返金いたします。

#### ④給食以外の対応

給食以外でも教育活動（調理実習、小麦粘土を使った活動、茶道、豆まき、遠足、移動教室、修学旅行など）で原因食材を摂取する可能性があるため、児童・生徒への影響について配慮いたします。

## 3 飲用牛乳への対応

### (1) 対応の条件

飲用牛乳は、医師の診断により飲むことができないお子様に限り、提供しないこととします。

飲用牛乳の制限対応を希望される方は下記のとおりの手続きが必要となります。

### (2) 提出書類

#### ① 牛乳を飲むことができないことが明記された医師の診断の証明

ア) 牛乳アレルギーの場合・・・「管理指導表」

尚、牛乳アレルギーの場合は、飲用牛乳のみの除去対応は致しません。

この場合は、脱脂粉乳などを使用している加工食品も含めて完全除去対応となりますのでご注意ください。

イ) 乳糖不耐症等の場合・・・「診断書」

#### ② 「欠食届」・・・飲用牛乳の提供を辞退する旨の届出書

（届出書は学校に用意してあります、担任か栄養士等にお申し出ください。）

### (3) 飲用牛乳除去の決定及び実施

① 学校で上記の提出書類の確認をし、校内で対応を協議・決定し、保護者に対応内容をお知らせします。

② 対応決定後、実際に除去を開始するまでに、日数を要する場合がありますので、ご了承願います。

### (4) 飲用牛乳代金の返金

① 上記により、飲用牛乳の除去が決定したお子様に限ります。

② 「欠食届」の提出があり、学校給食費のお支払いに滞りがない場合に限り、返金いたします。



【 問合せ先 品川区教育委員会 学務課 保健給食係 03-5742-6829（直通）】